

商品名	LIXILフラット35
対象者	①日本国籍の方、永住許可を受けている方または特別永住者の方 ②申込時年齢が満70歳未満の方（親子リレー返済の場合は、70歳以上の方も可） ③総返済負担率（※）が次の基準を満たしている方 年収400万円以上：35%以下 年収400万円未満：30%以下 ※総返済負担率とは、年収に占める年間返済額の割合。 自動車ローン、教育ローン、カードローン、キャッシングや商品分割払いなど借入中の全ての返済額を合算して算出されます。 ④LIXILホームファイナンスならびに住宅金融支援機構が審査で仮承認した方 【注】連帯債務者が必要な場合、融資対象者は申込人と連帯債務予定者の2名以内です。
資金使途	お申込みご本人またはご親族がお住まいになるための新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の資金 ※セカンドハウスについては弊社へお問い合わせください。
借入対象となる住宅	①住宅金融支援機構が定めた技術基準に適合する住宅 ②住宅の床面積（※）が次に基準に適合する住宅 ・一戸建て、連続建て、重ね建ての場合：70㎡以上 ・マンション：30㎡以上 ※店舗付き住宅など併用住宅の場合、住宅部分の床面積が非住宅部分（店舗や事務所等）の床面積以上であること。
借入額	100万円以上8,000万円以下（1万円単位）で、建設費または購入価額以内 ※店舗や事務所等、併設する非住宅部分の金額を除きます。
融資実行日	金融機関営業日（ただし、毎月14日、25日、弊社月末最終営業日を除く） ※必要書類が全て揃い、適合証明の竣工現場検査合格書が弊社に到着後5営業日
返済期間 返済回数	15年以上、35年以内（1年単位、返済回数180回～420回） ※最終返済時の年齢が満80歳未満であること。 ※お申込み時年齢が60歳以上の場合は、10年以上（返済回数120回以上）からお選びいただけます。
返済方式	・「元利均等 毎月払い」または「元金均等 毎月払い」 ・6ヵ月毎の「ボーナス払い（ご融資金額40%以内）」併用可（1万円単位）
担保	お借り入れの対象となる住宅 および 敷地に、住宅金融支援機構が第1順位の抵当権を設定（抵当権の設定費用はお客様のご負担となります。）
登記	融資実行当日に保存登記および抵当権を設定（原則、弊社指定司法書士をご利用いただけます。）
連帯保証人	不要 ※ただし、親子ローンや収入合算の場合は連帯債務者（1名以内）が必要。
団体信用 生命保険	原則付帯（一般団信の加入に必要な保険料は、融資利率に含まれております。） ※尚、健康上の理由等で団信に加入されない場合は、融資利率が異なります。
火災保険	ご返済を終了するまでの間、（住宅金融支援機構の定める要件を満たす）火災保険にご加入いただけます。
事務手数料	①定率タイプ ご融資金額×2.0%（消費税別） ※ただし、最低融資手数料は、150,000円（消費税別） ②定額タイプ 100,000円（消費税別） 【注】事務手数料は、①定率タイプ ②定額タイプ ともフラット融資実行時に清算します。（後取り方式）
融資利率	全期間固定金利（住宅金融支援機構、LIXILホームファイナンスのホームページで公表） 【事務手数料等を含む実質年率15.0%以内】 ※お借り入れ期間（20年以下、21年以上）、融資率（9割以下、9割超）、団体信用生命保険（一般加入、3大疾病加入、不加入）、融資事務手数料（①定率タイプ、②定額タイプ）の組合せに応じて異なります。 ※その他、住宅金融支援機構の優遇制度に該当する場合、当該期間中は優遇金利が適用されます。
遅延損害金	年14.5% ※年365日の日割り計算。ただし、うるう年の場合は366日の日割り計算となります。
取扱地域	離島を除く全国
その他	保留地の取扱いについては、弊社担当までご相談ください。

※LIXILホームファイナンスあるいは住宅金融支援機構による審査結果、ご希望にそえない場合がございます。

※対象物件や資金計画、お申込人及び連帯債務者の信用状況等が変更となった場合、事前審査結果と本審査の結果回答が異なる場合がございます。

株式会社 LIXIL ホームファイナンス

 **0120-175-553**（受付時間 平日9：00～17：30）

〒101-0043 東京都千代田区神田富山町5番地1 神田ビジネススクープ6階

お支払いのご相談は日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

TEL.0570-051-051（受付時間9:00～17:00 休:土、日、祝日、年末年始）

登録番号 東京都知事(3)第31551号 日本貸金業協会会員 第005869号

商品名	LIXILつなぎローン		
商品種類	土地つなぎローン	住宅つなぎローン（着工金）	住宅つなぎローン（中間金）
対象者	LIXIL【フラット35】にお申込みいただき、住宅金融支援機構の買取仮承認を取得された方		
資金使途	LIXIL【フラット35】の借入資金のうち、【フラット35】融資実行までに支払いが必要な資金		
	【フラット35】融資対象の住宅を建築する土地購入の決済資金	【フラット35】融資対象の住宅建築における着工金支払資金	【フラット35】融資対象の住宅建築における中間金(上棟時)支払資金
借入額	100万円以上 8,000万円以下 ※ただし、LIXIL【フラット35】借入額の範囲内。		
	【A】土地売買契約金額×100% + 土地売買諸費用の合計額 以内 ※土地売買諸費用とは、仲介手数料、印紙代（土地売買契約分、金銭消費貸借契約分）、登記関連費用（登録免許税、司法書士報酬、土地家屋調査士報酬、所有権移転登記のために必要な農地転用費用等）など。	住宅つなぎローン合計額（【B】+【C】） ≤ 工事請負契約額×75%以内 【B】工事請負契約額合計×35% 以内 ※ただし、立替払契約事業者と締結する工事請負契約書の「着工金支払額」に記載の金額まで。	【C】工事請負契約額合計×75% から「住宅つなぎローン（着工金）」借入額を除く金額以内 ※ただし、立替払契約事業者と締結する工事請負契約書の「中間金支払額」に記載の金額まで。
ローン実行日	【土地つなぎ】 土地代金決済日（土地取得時） ※金銭消費貸借契約のお手続き後、翌6営業日以降。 ・土地つなぎ融資実行日までに、所有権移転登記を履行のこと ※同日履行可。	【着工金つなぎ】 以下1～4の必要書面を弊社受領後、翌4営業日以降 <着工金の必要書面> 1. 「LIXIL住宅つなぎ資金（着工金）立替払い依頼書」 2. 「建築確認済証（第1面～6面）」写しおよび配置図 ※発行されない地域は「工事届出書」の写し。 3. 「設計検査に関する申請書（第一面、第二面）」写し 4. 印鑑証明書（原本）	【中間金つなぎ】 以下の必要書面を弊社受付後、翌4営業日以降 <中間金の必要書面> 5. 「LIXIL住宅つなぎ資金（中間金）立替払い依頼書」 ※着工金つなぎのご利用が無い場合、中間金つなぎ申込時に左記2～4の書類を併せてご提出いただけます。
	いずれも、当社および振込先金融機関の営業日		
返済期間・回数	1年以内（返済回数1回） ※ ただし、LIXIL【フラット35】融資実行日まで		
返済方法	LIXIL【フラット35】融資実行金による相殺、または弊社指定金融機関口座への振込にて一括返済 ※一部繰上返済や全額繰上返済はお取り扱いを行っておりません。		
担保	無担保 ※第三者の権利設定がある場合は、つなぎ融資実行までに抹消していただけます。		
連帯保証人	連帯保証人不要 ※ただし、【フラット35】で連帯債務者となる方には、同様に「つなぎローン」も連帯債務者になっていただけます。		
団体信用生命保険	無し		
住宅融資保険	有り ※保険料弊社負担。		
火災保険	無し		
事務手数料	借入金額×0.4% + 50,000円（税別）	立替払金額×0.4% + 50,000円（税別）	立替払金額×0.4% + 50,000円（税別）
	例）土地つなぎローンで、7,000,000円をお借入れの場合：7,000,000円×0.4% + 50,000円 = 78,000円（消費税別） ※ LIXIL【フラット35】の融資実行時に清算します。		
融資利率／立替払手数料率	年 1.475%（短期プライムレート+0%）【事務手数料等を含む実質年率15.0%以内】 ※ 2019年9月1日現在。 ※ 金銭消費貸借契約の締結日または立替払資金実行日の金利が適用されます。 （ただし、短期プライムレートは、三井住友銀行の発表する短期プライムレートとし、同短期プライムレートが変更された場合は、その1か月後の応答日の新規貸付実行分から適用します。） ※ 金融情勢により変更となる場合があります ※ LIXIL【フラット35】の融資実行時清算します。		
遅延損害金	年14.0% ※年365日の日割り計算（うるう年の場合は366日の日割り計算）。		
取扱地域	離島を除く全国		

※LIXILホームファイナンスあるいは住宅金融支援機構による【フラット35】の審査結果、ご希望にそえない場合がございます。

※対象物件や資金計画、お申込人及び連帯債務者の信用状況等が変更となった場合、事前審査結果と本審査の結果回答が異なる場合がございます。

※住宅融資保険とは、民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に、その金融機関に対し保険会社が保険金を支払う保険のことです。

株式会社 LIXILホームファイナンス

 0120-175-553 (受付時間 平日9:00～17:30)

〒101-0043 東京都千代田区神田富山町5番地 1 神田ビジネススクープ6階

お支払いのご相談は日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

TEL.0570-051-051 (受付時間9:00～17:00 休:土、日、祝日、年末年始)

登録番号 東京都知事(3) 第31551号 日本貸金業協会会員 第005869号